

別記様式（第4条関係）

## 会 議 録

会議の名称	平成29年5月31日 臨時庁議	
開催日時	平成29年5月31日（水）	午前10時から 午前10時13分まで
開催場所	市役所 別館3階 市長公室	
出席者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、 重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三 田福祉部長、内田健康づくり部長、澤田都市建設部長、 小野里会計管理者、佐藤水道部長、嶋学校教育部長、比 留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （担当課） 太田市長公室次長兼政策企画課長、清水市民環境部次長 兼環境推進課長、中川同部参事兼資源リサイクル課長、 鈴木同課主幹兼課長補佐兼施設建設準備係長 （事務局） 新井政策企画課長補佐、同課政策企画係櫻澤主事、稲葉 市長公室参事兼秘書課長	
会議内容	1 ごみ焼却処理施設の整備計画の変更について	
会議資料		
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
その他の 必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

## 【議題】

### 1 ごみ焼却処理施設の整備計画の変更について

## 【説明】

(太田市長公室次長兼政策企画課長)

ごみ焼却処理施設は、平成6年12月竣工で、23年が経過していることから、施設の更新に向け、平成30年度着工、平成34年度供用開始を目指し、今年度までの3年間で整備基本計画を策定してきており、今年度は、事業者選定作業に入る予定となっていた。

しかしながら、このような段階に至り、新たな課題が生じてきた。

まず、1点目は、近年、民生費にかかる行政需要の拡大に伴い、予算ベースで毎年度平均すると、10億円に近い伸びを見せており、この傾向が今後大きく減少するとは考えにくい中、新たに、国保事業の広域化に伴い、新聞報道のほか内部の検討過程にあっても、平成30年度の朝霞市に割り当てられるだろう県への納付額も予想を大きく上回るものとなり、市の負担の大幅な増加が必要となることが予測された。

また、2点目として、今後の朝霞第八小学校の児童数の推計によれば、児童数の増加により、少なくとも平成33年度までに普通教室の増築を考慮しなければ、義務教育の実施に支障が生じることが分かった。

加えて、朝霞第八小学校では、自校式給食施設の整備を計画しており、それぞれの事業を単独で行うより、普通教室の増設と自校式給食施設の整備を一体として行うことにより、建設コストの低減を図る方向での検討を進めたいと考えている。

こうした新たな財政需要の大幅な増加に対処するため、既に進められている大きな建設事業や今後計画している事業を、改めて見直しせざるを得ないと考え、巨額の財政負担を伴うごみ焼却施設の整備事業について、既存の施設が平成34年度以降も数年程度、稼動が可能であるという見込みであるならば、この事業を延期することを検討するべきと考えたところである。

## [質疑等]

(比留間生涯学習部長)

平成34年4月の稼動時期は現施設の炉がそこまでしかもたないという説明であったと思うが、延期ということで以前の説明と食い違っている。

(宮村市民環境部長)

ごみ焼却処理施設については平成34年3月まで支障のないごみ処理ができるよう措置をとってきた。計画に変更がなければ平成34年4月からリスクなく移行してごみ処理ができるという計画であったが、ここで新たな行政需要が生じ、現施設を建設したプラントメーカーとも相談した結果、リスクが高くなることは間違いないが、翌月にすぐ壊れるというものではなく、補修工事を行いながら3～4年は稼動できるとのことであった。

当初の計画で進めればリスクが低いことには変わりはないが、リスクを回避できる方法があるということで今回の提案となっている。

(澤田都市建設部長)

万一壊れてしまった場合にはどのような対応が考えられているのか。

(担当課：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

ごみ焼却施設が停止してしまい、復旧までに時間を要する場合には、1つ目の方法として埼玉県清掃行政研究協議会という団体において、ごみ処理施設県内協力体制実施要綱というものがあり、県内自治体へこの要綱に基づき、朝霞市のごみ処理の受入れの協議を行い、ごみ処理を依頼する。2つ目の方法としては、民間のごみ処理施設へ依頼する。具体的には、現在も不燃残渣の処理をしている寄居町にある彩の国資源循環工場へ可燃ごみの処理を委託する。このような対応により、ごみ処理に支障がないよう対応する。

(富岡市長)

当然コストはかかるのか。また、長期間にわたっても問題ないのか。

(担当課：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

コストはかかる。期間については、川口市で処理施設の建替えを行った際、通常2～3年かかるが、その期間民間の施設へ委託を行った事例がある。

(富岡市長)

事前に協議を行っていたから可能だったのではないか。

(担当課：中川市民環境部参事兼資源リサイクル課長)

市内のごみを市外で処理する場合には事前の協議が必要となる。寄居町の場合は事前に寄居町と協議をする必要がある。事前協議を行い、どの程度のごみを受け入れることができるかによって、民間の処理施設と他の自治体と割り振りをして対応することも考えられる。

(神田市長公室長)

庁内の検討体制としては整備基本計画の策定に向けて作業してきたわけであるが、その作業については、コンサルタントの力添えを受けて調査等してきた。それら今までの検討経過や費用等への今後の影響についてはどのようにするか。

(鈴木資源リサイクル課主幹兼課長補佐兼施設建設準備係長)

コンサルタントの契約については業務完了部分の精算及び期間の短縮による契約変更を検討している。また、今まで行ってきた委託業務について、測量業務、地質調査等については再開時にもそのまま使える資料があるので、次期計画の際に仕様の見直しを行い、継

続できるものは継続していきたいと考えている。

(田中副市長)

計画の変更を考える上で一つの論点として検討したということであるが、第八小学校の児童数の推移について、嶋学校教育部長より説明をお願いしたい。

(嶋学校教育部長)

第八小学校については現在31学級あり、児童数が1,065名であるが、住民基本台帳上、平成35年には1,337名と300名ほど増加する見込である。それに伴い、必要な学級数が38学級となり、現状より7学級増やさなければならない。現在、多目的教室等として使用している教室が8つあるが、学校の教育活動において算数等で少人数指導が主流となってきており、教育の質の低下を抑えるために、多目的教室等の確保も必要であり、教室の増設が必要な状況である。

(富岡市長)

人口は住民基本台帳上の増加見込みどおりに増加するものなのか。

(嶋学校教育部長)

住民基本台帳上の増加見込みより少し下回る傾向である。

(神田市長公室長)

学区の変更も難しいのか。

(嶋学校教育部長)

学区の変更についても、隣接の第四小学校、第六小学校も教室に余裕がある学校ではない。

(富岡市長)

これまで作成した資料について、再開時にはほとんどのものがそのまま使えるか。

(宮村市民環境部長)

再開時に同じものを計画して行うのであれば、ほとんどの資料はそのまま使える。その時点で周りの環境が変わっていれば生活環境影響調査は必要となる。

#### 【結果】

原案のとおり、決定する。

#### 【閉会】